

暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」に係る提出対象の見直しについて

上下水道局における公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置については、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第 2 条により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱等の関係規程により取扱いを定めていますが、このたび、堺市契約関係暴力団排除措置要綱を改正し、同要綱で定めている暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」に係る提出対象について、下記のとおり見直しを行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

上下水道局と契約を締結する契約相手方は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第 2 条により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱の規定に基づき、当該契約相手方（下請負人等を含む。）が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を本市に提出することとしています。

公共工事等^{※1}の契約においては、誓約書を提出する対象について、現在、契約金額が 500 万円（税込）以上の案件を対象としているところですが、今後は、金額要件を撤廃し、全ての案件を対象とします（ただし、請書や見積書による契約など契約書の作成を省略する案件は対象外とします。）。

<誓約書提出対象>

改正前	改正後
(1) <u>契約金額が 500 万円（税込）以上の公共工事等^{※1}の契約</u>	(1) <u>公共工事等^{※1}の契約（ただし、契約書の作成を省略する契約を除く。）</u>
(2) 売払い等 ^{※2} の契約	(2) 売払い等 ^{※2} の契約

※1 公共工事等とは、「建設工事、建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等」及び「物品調達、業務委託、リース・レンタル等」をいいます。

※2 売払い等とは、「不動産又は物品の売払い、貸付け等」をいいます。

2 適用時期

一般競争入札の場合には令和 4 年 10 月 1 日以降に公告する案件、指名競争入札の場合には令和 4 年 10 月 1 日以降に指名する案件、随意契約の場合には令和 4 年 10 月 1 日以降に見積りの依頼等を行った案件から適用します。

3 備考

今回の改正に伴い、誓約書の様式等についても改正を行う予定です。

なお、改正後の誓約書の様式、改正に係る F A Q 等については、上下水道局ホームページにおいて、別途お知らせします。